

# 青森県報

第千八百八十五号

平成十三年六月二十日(水曜日)

### 目次

### 告 示

○青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる  
図書類の指定……………(青少年課) ……一

○道路の区域の決定……………(道路課) ……二

○道路の区域の変更……………(同) ……二

### 公 告

○小湊港港灣隣接地域の変更に係る公聴会の開催……………(港湾空港課) ……六

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……六

○右 同……………(同) ……七

○右 同……………(同) ……七

### 収用委員会

○公示通知……………(監理課) ……七

### 雑 報

○青森県市町村職員共済組合公告……………(市興町課) ……八

### 告 示

### 青森県告示第三百九十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木 村 守 男

指定 番号	種別	名 称	発行者(製 作者)名	該当条項
三五五	書籍	ビデオボーイ 七月号 ○七六七九一七	英知出版	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
三五七		ピンクパンチ 恋愛白書スタート 七月号増刊 一九六二四一七	宙出版	
三五八		エルティーン comic 七月号 一一九五一一七	近代映画社	
三五九		レディースコミック 微熱 七月号 ○九六六三一一七	セブン新社	
三六〇		パパラッチ 週刊大衆増刊 七月号 二〇四三七一七	双葉社	
三六一		GOKU H 七月号 ○三七九七一〇七	バウハウス	
三五三		COMIC 快樂天 七月号 一三八七七一七	ワニマガジン社	

青森県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 鶴田五所川原自転車道線
- 三 道路の区域

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鱒ヶ沢蟹田線	西津軽郡木造町大字菰槌字三好野一一五の一から 西津軽郡木造町大字大湯町字清水八八の一二まで	西津軽郡木造町大字菰槌字三好野一一五の一から 西津軽郡木造町大字大湯町字清水八八の一二まで	後	前	三・四・五〇〇メートルから 三・四・五〇〇メートルまで	二、六八七・八〇メートル	
2	県道	稲盛千代町山田線	西津軽郡森田村大字下相野字亀山六〇の一から 西津軽郡森田村大字山田字洩浪一七の一八まで	西津軽郡森田村大字下相野字亀山六〇の一から 西津軽郡森田村大字山田字洩浪一七の一八まで	後	前	一・六・二〇〇メートルから 一・六・二〇〇メートルまで	一、五五八・八〇メートル	
3	県道	弘前鱒ヶ沢線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋二〇の一の一四七から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋二二六の五まで	西津軽郡鱒ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋二〇の一の一四七から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋二二六の五まで	後	前	一・二・一〇〇メートルから 一・二・一〇〇メートルまで	九六七・六〇メートル	

青森県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

区間	敷地の幅員	敷地の延長	備考
西津軽郡柏村大字桑野木田字浅井一八の二から 西津軽郡柏村大字桑野木田無番地まで	四・二〇メートルから 八・二〇メートルまで	一・二二・二〇メートル	



13		12		11		10				9									
県道		県道		県道		国道				県道									
弘前鰺ヶ沢線		鰺ヶ沢蟹田線		弘前岳鰺ヶ沢線		一〇一号				豊川館岡線									
西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田町字早稲田三二二から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八六の一まで		西津軽郡車力村大字富泡字屏風山一の一六三四から 西津軽郡車力村大字富泡字清水二の一まで		西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦菴町字下雲母坂一〇五の一から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字芦菴町字玉坂二八の一まで		西津軽郡鰺ヶ沢町大字松代町字白沢四二九から 西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平字西岩木山一の一まで		西津軽郡深浦町大字轟木字扇田二〇の一五五から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平三四まで		西津軽郡深浦町大字轟木字扇田二〇の一五五から 西津軽郡深浦町大字追良瀬字塩見山平二一の四二まで		西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三八の一二から 西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬二二七の一四八まで		西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三八の一二から 西津軽郡深浦町大字田野沢字成瀬二二七の一四八まで		西津軽郡稲垣村大字吉出字鴨泊一二の六から 西津軽郡稲垣村大字千年字白菊一二の一まで		西津軽郡木造町大字善積字萩田六八から 西津軽郡木造町大字兼館字立田一七八の一まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	前	後	後	前	後	前	後	前		
四二〇・八〇〇メートルから 四六・八〇〇メートルまで	四四・七〇〇メートルから 四八・四〇〇メートルまで	一九・五〇〇メートルから 二二・六〇〇メートルまで	一三・三〇〇メートルから 一五・八〇〇メートルまで	八六・三〇〇メートルから 八九・五〇〇メートルまで	二三・七〇〇メートルから 二九・五〇〇メートルまで	四四・一〇〇メートルから 一二・三〇〇メートルまで	二三・五〇〇メートルから 二九・〇〇〇メートルまで	七八・七〇〇メートルから 一四・〇〇〇メートルまで	三九・七・五〇〇メートルから 三九・七・五〇〇メートルまで	三九・七・五〇〇メートルから 三九・七・五〇〇メートルまで	六七・〇〇〇メートルから 一三・〇〇〇メートルまで	一六・六・〇〇〇メートルから 一六・六・〇〇〇メートルまで	一六・六・〇〇〇メートルから 一六・六・〇〇〇メートルまで	二九・六・〇〇メートルから 二九・六・〇〇メートルまで	一六・四・〇〇〇メートルから 一六・四・〇〇〇メートルまで	一九・四・〇〇〇メートルから 一九・四・〇〇〇メートルまで	一六・四・〇〇〇メートルから 一六・四・〇〇〇メートルまで		
七四〇・〇〇メートル	七四〇・〇〇メートル	一、五三八・三五メートル	一、五三八・三五メートル	三二〇・六五メートル	三一〇・六五メートル	一、八〇〇・〇〇メートル	一、八〇〇・〇〇メートル	二、三六二・〇〇メートル	二、四三二・五〇メートル	二、四三二・五〇メートル	一、八〇〇・〇〇メートル	一、七五六・〇〇メートル	一、七五六・〇〇メートル	六四〇・〇〇メートル	六四〇・〇〇メートル	四八二・〇〇メートル	三九九・五〇メートル		

18		17		16		15		14	
県道		県道		県道		県道		国 道	
菰槌木造線		妙堂崎五所川原線		弘前柏線		十腰内陸奥森田停車場線		一〇一号	
西津軽郡木造町大字菰槌字松島七四の一から 西津軽郡木造町大字菰槌字松島七三まで		西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣九の三から 西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣無番地まで		西津軽郡柏村大字桑野木田字八幡一九七から 西津軽郡柏村大字桑野木田字八幡二九三まで		西津軽郡柏村大字桑野木田字八幡一九七から 西津軽郡柏村大字桑野木田字八幡二九三まで		西津軽郡深浦町大字関字柝沢三五四の一から 西津軽郡深浦町大字関字柝沢七二の一まで	
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前
三二・五〇〇メートルから	二二・〇〇〇メートルまで	二二・五〇〇メートルから	一一・五〇〇メートルまで	一六・五〇〇メートルから	一五・五〇〇メートルまで	一五・五〇〇メートルから	一六・五〇〇メートルまで	一〇・三〇〇メートルから	一七・六〇〇メートルまで
一〇五・〇〇メートル	一〇五・〇〇メートル	一四三・〇〇メートル	一四三・〇〇メートル	三〇二・六〇メートル	二八〇・〇〇メートル	二、六四〇・〇〇メートル	二、九四七・八〇メートル	四一六・〇〇メートル	五〇三・五〇メートル

公 告

小湊港港湾隣接地域の変更に係る公聴会の開催

小湊港の港湾隣接地域(浜子地区)の変更に係る公聴会を次のとおり開催するので、  
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項後段の規定により公  
告する。

平成十三年六月二十日

一 公聴会の期日及び場所

小湊港港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 木 村 守 男

期 日	場 所
平成十三年六月二十九日 午後一時	東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三 平内町役場

二 変更後の港湾隣接地域

基点1から方位角二〇度三〇分に引いた線、基点1から基点18までを順次結んだ  
線、基点18から方位角三一五度三〇分に引いた線及び水際線(基点1から方位角二  
〇度三〇分に引いた線と水際線との交点から、基点18から方位角三一五度三〇分に  
引いた線と水際線との交点に至るもの)に囲まれた陸域

三 変更後の港湾隣接地域の陸域の地番

東津軽郡平内町大字清水川字大川向一、二の一、四の二、九の三、一五の三、四  
四の一及び四四の二並びに大字清水川字権十郎新田一、三〇の八三、三九の三九、  
三九の七八から三九の八〇まで、三九の九八、三九の九九、三九の一〇一から三九  
の一〇六まで及び三九の一〇九から三九の一二一まで並びに大字清水川字金附一、  
五の二、五の三、六の二、六の四、一〇三、一六五、一七五、一七七及び一七八並  
びに大字浜子字堀替三二の六、三五の一四、三五の二六、三六の七、一四六、二七  
三、五三五、五四八及び五六一

四 基点の表示

- 基点1 川尻四等三角点から方位角一〇九度三〇分、四三九・五メートルの地点東  
津軽郡平内町大字清水川字大川向一番地内の表示杭(北緯四〇度五五分三  
八秒、東経一四一度一分二五秒)
- 基点2 基点1から方位角二八六度三〇分、六〇メートルの地点
- 基点3 基点2から方位角二九二度五〇分、四〇メートルの地点
- 基点4 基点3から方位角三二二度三〇分、一〇七メートルの地点
- 基点5 基点4から方位角三二二度三〇分、二三三メートルの地点
- 基点6 基点5から方位角三二一度〇〇分、二二〇メートルの地点
- 基点7 基点6から方位角三四八度三〇分、六〇メートルの地点
- 基点8 基点7から方位角二八八度四〇分、二六九メートルの地点
- 基点9 基点8から方位角二六三度〇〇分、八六メートルの地点
- 基点10 基点9から方位角二四九度三〇分、一一メートルの地点
- 基点11 基点10から方位角一八九度〇〇分、一六メートルの地点
- 基点12 基点11から方位角一五八度〇〇分、二三メートルの地点
- 基点13 基点12から方位角一七七度〇〇分、二三メートルの地点
- 基点14 基点13から方位角二一七度三〇分、一四メートルの地点
- 基点15 基点14から方位角二四五度三〇分、六四メートルの地点
- 基点16 基点15から方位角三三六度三〇分、七二メートルの地点
- 基点17 基点16から方位角二四九度三〇分、一九八メートルの地点
- 基点18 基点17から方位角二六五度〇〇分、一四八メートルの地点

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり  
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 日の出産業 株式会社
- 二 代表者の氏名 根本 良三
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一九の五

- 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二) 第一二二七号
- 五 取消年月日 平成十三年六月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実  
 建築、鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可  
 平成十三年五月七日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 有限会社 住建
  - 二 代表者の氏名 間木 文四郎
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字沢里字鹿島沢二八番地二四
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二) 第一四九三七号
  - 五 取消年月日 平成十三年六月七日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実  
 平成十三年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
 平成十三年六月二十日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 宮島工業 株式会社
  - 二 代表者の氏名 宮島 功
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字松館字大向三三番地一五
  - 四 許可番号 青森県知事許可(般一―二) 第一七一四五号
  - 五 取消年月日 平成十三年六月八日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

平成十三年四月二十五日前記建設業者が合併により消滅した旨の届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収用委員会

公示通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により、次の書類を通知するにあたり、通知を受けるべき者の住所、居所その他通知すべき場所を確認することができないので、同法施行令第五条第一項の規定により公示通知する。

平成十三年六月二十日

青森県収用委員会会長 平田由世

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 通知を受けるべき者

審理の開催について(通知)  
 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百二十五の土地の所有者  
 (相馬才吉)  
 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百二十八の土地の所有者  
 (青山仁太郎)

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百二十九の土地の所有者

(三上勇伯)

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百三十四の土地の所有者

(相馬重太郎)

青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川二百三十七の土地の所有者

(松森喜代吉)

青森県北津軽郡板柳町大字小幡字柳川百二十一番二の土地の所有者

(布施富雄)

三 通知すべき書類の保管場所

青森県収用委員会事務局(青森県県土整備部監理課内)

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成12年度決算の要旨を公告する。

平成13年 6月20日

青森県市町村職員共済組合

理事長 中 野 肇 司



平 成 1 2 年 度 決 算 の 要 旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
8	34	25	45	112

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	任意継続	合計
組合員数(人)	21,293	67	2,393	639	24,392
給料月額(百万円)	7,469	41	769	198	8,477
一人当たり給料月額(円)	350,750	617,522	321,223	310,393	347,529

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位:人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	24	12	4	2	7	1	50

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年 金支払
(収 入)									
負担金	5,661,883	18,692,882	209,784	357,696					
掛金	5,907,536	10,402,515		345,616					
施設収入・商品売上				30,780	560,660				
基礎年金交付金		3,331,250							
基礎年金国庫金									1,066,007
組合員貸付金利息							718,839		
受託商品手数料								44,641	
利息及び配当金	39,220	6,199,009	7,673	19,938	1,772	2,007,540	17	34,408	
その他収入	358,633	326,112		7,057	41,831	92,037	42,755		
他経理から繰入金			70,064		352,752				
前年度繰越支払準備金	1,108,155	370							
前年度繰越長期給付積立金		191,225,098							
計	13,075,427	230,177,236	287,521	761,087	957,015	2,099,577	761,611	79,049	1,066,007
(支 出)									
給付金	6,960,815	22,209,897							
役員員給与			220,000	109,709	27,261	25,979	69,868	8,433	
旅費・事務費			19,367	5,872	2,900	7,038	8,500	4,160	
商品仕入				3,048	409				
飲食材料費				1,227	119,091				
委託費			9,370		302,905	7,328			
支払利息				1,397	51,981	750,184	600,982	25,606	
連合会払込金	193,385	3,068,756					49,293		
老人保健拠出金	2,885,890								
退職者給付拠出金	940,763								
基礎年金拠出金負担金		6,739,772							
基礎年金									1,066,007
他経理へ繰入金	35,032	35,032		342,752				10,000	
その他支出	799,928		37,038	359,740	589,775	10,568	58,561	9,336	
次年度繰越支払準備金	1,140,283	1,930							
次年度繰越長期給付積立金		198,121,849							
計	12,956,096	230,177,236	285,775	823,745	1,094,322	801,097	787,204	57,535	1,066,007
差引当期利益金	119,331		1,746			1,298,480		21,514	
差引当期損失金				62,658	137,307		25,593		
年度末繰越支払準備金	1,140,283	1,930							
年度末長期給付積立金		198,121,849							
年度末資本剰余金			482	825,774	1,513,693				
年度末利益剰余金	688,072		150,636	351,766	89,016	5,512,199	1,386,575	389,528	